

平成26年 第7回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年4月24日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成26年4月24日

東京都教育委員会第7回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第27号議案

東京都いじめ防止対策推進条例の立案依頼について

第28号議案

東京都公立学校長の任命について

第29号議案及び第30号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 東京都いじめ防止対策推進施策について

(2) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

(3) 平成26年度全国高等学校総合体育大会の開催について

(4) 平成25年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成25年度条件附採用教員の任用について

(5) 都民の声（教育・文化）について〔平成25年度下半期（10月～3月）〕

(6) 平成26年度東京都立高等学校入学者選抜（学力検査に基づく選抜）における採点の誤りについて

(7) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

委員長	木村 孟
委員	遠藤 勝裕
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	教育監	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	堤 雅史
	地域教育支援部長	前田 哲
	指導部長	金子 一彦
	人事部長	加藤 裕之
	福利厚生部長	高畑 崇久
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	松川 桂子
	全国高校総体推進担当部長	鯨岡 廣隆
	人事企画担当部長	粉川 貴司
（書記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第7回定例会を開会します。

今日は議題が非常に多いですが、議論が大事なので、議論の時間は確保したいと思いますから、説明者の方はいくらでも簡潔にお願いいたします。

まず取材・傍聴関係でございます。取材関係は、東京MXテレビ外8社、合計9社からの申込みがございました。冒頭、東京MXテレビが頭撮りをするということでございます。傍聴者は、合計20名からの申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。―― 〈異議なし〉 ―― それでは、入室していただいでください。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言私から申し上げます。

東京都教育委員会定例会においては、議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を出さざるを得ない事態が生じており、誠に遺憾であります。

今後も傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促しても、なお違反行為を行う場合には退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく議事を妨害する行為を行い、退場命令を受けた者に対しては厳正に対処し、必要に応じて法的措置をとらせていただきますので、この点につき御留意ください。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席しないと行った行為や、速やかに退室しないと行った行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象となりますので、この点につきましても御承知おきください。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、遠藤委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回平成26年3月27日開催の第5回定例会会議録は、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第5回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

前回平成26年4月10日開催の第6回定例会会議録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

次に、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第28号議案から第30号議案及び報告事項（7）については人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱います。

議 案

第27号議案

東京都いじめ防止対策推進条例の立案依頼について

【委員長】 それでは、議事に移ります。まず第27号議案、東京都いじめ防止対策推進条例の立案依頼について、説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 第27号議案、東京都いじめ防止対策推進条例の立案依頼についてでございます。条例制定の理由ですが、昨年9月28日に施行された国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、東京都におけるいじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を定めることとしてございます。

条例の内容は、2に示しているとおり全部で13条で構成していて、案文は資料に付けてございます。

この条例については、条例案を平成26年第2回都議会定例会に付議して、公布の日

から施行する予定でございます。本日、本案が決定いたしましたならば、知事に立案を依頼するものでございます。

この条例案を作成するに至る経緯ですが、平成23年10月に滋賀県大津市で中学生がいじめを苦にして自殺するという事件が発生いたしました。これを受けて国においては学校、教育委員会関係者が担う責務を確認すべき、あるいはいじめに対峙していくための理念や体制を整備する法律の制定が必要といった提言もなされて、昨年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行されたところでございます。

この推進法には、それぞれの地方のいじめ防止基本方針を策定する努力義務が示されています。また、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例を定めていじめ問題対策連絡協議会を設置できるとあります。それから附属機関ですが、これは東京都教育委員会の附属機関あるいは知事の附属機関を設置できるということが定められてございます。

真ん中に今回のいじめ防止対策推進条例案の中身がまとめてございます。目的、理念のほか、中段に示す、いじめ防止対策推進基本方針の策定は、東京都としての基本方針になります。そして今申し上げた関係機関で協議するいじめ問題対策連絡協議会、さらに教育委員会及び知事の附属機関の設置になります。この教育委員会の附属機関が果たすべき役割は二つございまして、一つは常設の附属機関として都立学校におけるいじめ対策、これらについて学識経験者を招いて意見を頂くという働きと、もう一つは、都立学校でいじめ自殺等の重大事態が発生した場合に、その事実を調査するという二つの役割を担っております。

また、知事の附属機関ですが、都立学校、私立学校でこうした重大事態が発生した場合は、知事に報告をすることとなっておりますが、知事その事実を確認して、再調査が必要と判断した場合には、附属機関を設置して調査を行うという内容をここに盛り込んでございます。

この条例に基づいて、下にある基本方針、これは公立学校、私立学校の両方が取り組む内容、さらに右側に公立学校におけるいじめ総合対策というような流れになっております。

一方、各区市町村の取組ですが、区市町村はそれぞれに、制定は任意ですが、条例

を定める、あるいは基本方針を定める努力義務がございます。例えば国分寺市、足立区などは、既に先行してこの条例を制定していると聞いております。しかし、多くの区市町村は、この都の条例などを踏まえて今後策定する予定と聞いております。

さらに、各学校では各学校のいじめ防止の基本方針あるいは組織的に対応する組織の設置が法律で義務付けられております。

こうしたことを踏まえて、今後のスケジュールについては、先ほど申し上げたとおり、第2回定例都議会に条例案を提出し、成立後は基本方針と総合対策を決定して、各学校の取組を進めていくという内容でございます。

2ページ左側、目的、対象、施行期日は説明したとおりでございます。

この条例の規定の考え方は大きく二つございまして、一つは、1に示している①から④は、必要な事項を条例に条文化してまいります。また2ですが、法律で義務付けられている条項、例えば相談体制を整備しなければならない、定期的に調査をしなければならない、あるいは教員の研修をしなければならないといった義務規定については条例に規定せず、直接法律を適用するという考え方です。ただし、東京都として特に必要と考えられる、目的から学校、教職員、保護者の責務については、下にあるとおり第1条から第8条までに条例で条文化することとしたいと考えております。

それぞれの条文については、この後3ページから13ページまでに国の推進法の条文と、それぞれに対応する形で条例の条文の案を対照する形で示してございます。

説明は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。このような方針で進むということですが、いかがでございましょうか、何か御意見・御質問等ございますか。

【乙武委員】 一つよろしいでしょうか。大変よくまとめていただいてありがとうございます。一つ気になったのは、いじめの自殺などに関する調査で、これまでいじめを苦にして自殺したのではないかと思われるようなケースが報道されたときに多く見られる教育委員会のコメントとして、いじめがあったことは認められるが、いじめと自殺の関連性は認められないというようなコメントを出すケースがよく目につくと思うのですね。

そうすると、いじめの自殺などに関する調査というものがどういう捉え方になるの

かと思っています。つまり、自殺といじめは関係ないのだという認識に立ってしまえば、これはいじめの自殺ではないので調査する必要はありませんとなってしまうと、せっかくこうした条例を設けても意味がないなと思います。このいじめの自殺等に関する「等」に、つまり「いじめを苦しめた自殺と思われる」といったような内容が含まれるのであれば、是非このままいきたいと思うのですが、そうした意味合いも含まれるという解釈でよろしいでしょうか。

【指導部長】 御指摘のとおりで、事実関係や事件の概要が分かった段階であっても、その段階で明確に、これはいじめによるもの、これはいじめにはよらないものと判断できないものも含まれてございます。これらについては十分に調査をしていくという意味合いで、そのために、設置者である都立学校については私どもがこの附属機関で確実に調査をしていくという趣旨でございます。

【乙武委員】 はい、ありがとうございます。

【竹花委員】 確認しておきたいと思います。区市町村立学校で、いじめ問題が生じた、いじめ自殺等の重大事態が発生した場合の措置はどのようになりますか。

それと東京都教育委員会の関わりはどのようになりますか。

【指導部長】 あくまでも区市町村立学校で起きた事件、事故については、区市町村教育委員会が東京都と同じように附属機関を設けて調査をすることになります。その結果を区長あるいは市町村長に報告して、区市町村の首長が不十分ということであれば、附属機関を設けて調査をするということが原則でございます。

この間、これは法律にも定められてございますが、都教育委員会と区市町村教育委員会が密接に連携して、私どもにも区市町村の教育委員会から情報提供いただき、指導、助言するということについてはこれまでと同様でございます。

【竹花委員】 それは今回の条例あるいは推進法上は、どこの条文に書いてありますか。

【指導企画課長】 資料の12ページ、法律の第33条でございます。第33条の2行目から「都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる」とあります。

【竹花委員】 ありがとうございます。

もう1点よろしいですか。小中高を問わず、こうした事案が起こったときの国の対応はどこかに書いてありましたでしょうか。

それと、この法律に書いてあるかどうかと、今回の地教行法の改正の際に、いじめ等の重大な事態があった場合の国の措置についての規定を新たに設けることとされていると聞いておりますが、そうした問題と、それぞれ東京都の教育委員会あるいは区市町村の教育委員会が行う調査との関係はどのようになっておりますでしょうか。

【教育政策課長】 まず1点目の、いじめ防止対策推進法における国の関与、関わりですが、国は基本的には国立学校において、まず同様に大臣が調査をする、再調査をするという関係性が1点ございます。

それから、一般の国立学校に限らない場面においては、先ほど説明があったように、法の第33条で必要に応じて指導、助言ができるということになってございます。

それから、もう1点御質問ございました地教行法の今の改正法案と、このいじめ防止対策推進法等との関係ですが、基本的に条文上でバッティングするということではなくて、当然いじめ防止対策推進法上の第33条の効果も出てくるでしょうし、今、法律の地教行法では第50条が改正の対象となっておりますが、そこに基づいて国がいろいろと必要な措置を講じてくるというところが出てこようと思います。

しかし、いじめ防止対策推進法の方はあくまで指導、助言という文言になっていますが、地教行法の改正条文は、是正の指示ということですので、若干その国の関与の仕方の意味合いが違ってくることが、根拠法の違いによって出てくると思います。

【竹花委員】 ありがとうございます。ちょっと懸念がございますのは、こうした事案が起こったときに、多くの国それから都道府県レベルあるいは区市町村のレベルで文科省、教育委員会、それから首長がそれぞれ責任を負うような形になっていて、最終的には連携してということが書いてあるわけですが、実際には、恐らくちょっとした重大な事態が起こりますと、大騒ぎの状態の中で、誰がどういう責任を果たすのか明確にならないまま、はっきり言ってパフォーマンスが行われるおそれがあると思うのです。

今回の条例をこれから都議会で議論していただき、成立すれば、冷静に事実関係を調査して、しっかり対応していくということが一つ大きな問題ではないかと感じておりますので、一言申し上げておきたいと思っております。

もう1点、よろしいでしょうか。こういう作業とともに、学校現場におけるいじめ対策が区市町村の教育委員会のレベルにおいても、現在、相当真剣に行われている状況であると思っております。

あえてお聞きしますが、東京都立学校は特にそうですが、区市町村立学校を含めて重大ないじめ事案に発展するおそれがあるということで東京都教育委員会が承知している事案は、現時点でどの程度あると考えておいたら良いでしょうか。

というのも、このようにいろいろ制度をつくるということに一生懸命になっている間に、一方で様々な事態が起こっているということでは、やはり問題でありますので、その点について教えていただければと思います。

【指導部長】 いじめによる自殺のおそれがある事例という意味合いかと思いますが、区市町村教育委員会から私どもに、こういう事案があるので、区市町村ではこのように対応している、あるいは相談体制を強化したいので支援してほしいといった話はございますが、現段階で、特にそのようなおそれのある事案があるというような報告はございません。

【竹花委員】 そうすると、そういうことを連携し合うことには今までもなっているし、もしそういう事態を区市町村の教育委員会が認識すれば私どものところに入ってくるようになっているわけで、それが現時点では何もないと考えて良いわけですね。

【指導部長】 そういった形での報告は今のところはございませんが、もしあれば、もちろんそういった事態にならないために、私どもで区市町村へ行って対応するということは当然でございます。

【竹花委員】 都立学校も大丈夫ですね。

【指導部長】 都立学校についても毎回点検をしておりますので、現段階ではやはり同様でございます。

【竹花委員】 ありがとうございます。

【遠藤委員】 資料の2ページ目で規定の考え方のところですが、いじめの防止と

というのは基本的にこういう法律あるいは条例できちっと防ぐためにどうしたら良いかという枠組みを考えておくということは大事だと思います。2の、法が直接適用される条項については条例に規定しないが、特に必要と考えられる条項については、法を踏まえて規定するという説明がありました。その中で保護者の責務というのがここに書かれております。目的、定義、基本理念等いろいろな中で、保護者の責務について法を踏まえて、具体的にはどのようなことを書き込むという考えなのでしょうか。

本当にいじめを防止するという観点でいきますと、これは条例の範囲外だと思うのですが、具体的には現実に、地域社会の見守りなども必要になるかと思うのです。その地域社会の見守りの中で一番の当事者である保護者について、この条例の中にどのように書き込む、あるいは規定するということになるのかがちょっと気になるのですが、いかがでしょうか。

【指導部長】 4ページの条例で言うと第8条、左側は国の推進法の第9条がございます。これを対比しますと、特にいじめが子供たちの心身の健全な成長あるいは人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるという認識を持って、「その保護する児童等がいじめを行うことのないよう」にするというところがございます。

実は、なぜこういった文があるかといいますと、3ページへ戻って条例の第3条に基本理念が定めてございます。これは国の推進法の第3条を踏まえて東京都も重要であると書いてございますが、その最初に「いじめ防止等のための対策は、」の後ですが、「いじめが児童等の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み」とこの条例ではまずうたい、さらに2で「いじめの防止等のための対策は、」の後で「児童等がいじめから守り通す」、そして「理解を深め、児童等がいじめを知りながら見過ごすことなく」、「主体的に行動できるようにする」とあります。この後御説明するいじめの総合対策の基本的な理念、あるいは3に「学校全体で組織的に取り組むことを旨」とするといったことを、国の法律にはこういった形では書いてございません。ここに規定して、それぞれの責務についても、その理念に基づいて書き込んでおります。

【遠藤委員】 ありがとうございます。要するに、私はいじめをどうやって防ぐかに関心があるわけですが、もちろんこういう形で書き込まれても、保護者はその都

度都の条例を読んだり、法律を読んだりしているわけではありませんので、これを是非分かりやすい形で学校の現場あるいはPTA等に、どういう形で広報して伝えていくかが具体的には大切だと思います。今後この条例が制定された後、具体的な学校現場、特に保護者への広報というか周知徹底をよろしくお願ひしたいと思っています。

【指導部長】 後ほど、次に報告事項で御説明しますが、いじめ総合対策も含めて、そこでまた触れさせていただきます。

【委員長】 よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— ありがとうございます。次の報告事項でまた議論になろうかと思いますが、二つほどリクエストが出ましたので、是非今後の取扱いあるいは具体的な施策の策定に向けて十分考慮していただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。それでは、この件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 東京都いじめ防止対策推進施策について

【委員長】 次に、ただいま指導部長からもお話がありましたが、報告事項(1)東京都いじめ防止対策推進施策についての説明であります。指導部長、よろしくお願ひします。

【指導部長】 それでは、東京都のいじめ防止対策推進施策についてでございます。左側は先ほど御審議いただいた第27号議案で説明したとおりでございます。ここでは真ん中にある東京都のいじめ防止対策推進の基本方針と、右側にある公立学校を対象とした、いじめ総合対策について、ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、基本方針ですが、条例を踏まえて、それを公立学校と私立学校両方で共通して実施できる取組を具体的に記載してございます。特に5の学校における取組、6の都における取組は、具体的な取組内容として示してございます。これについては、この後のとじたもので基本方針(案)として示してございます。

続いて右側の公立学校を対象とした、東京都教育委員会いじめ総合対策ですが、こ

これは昨年11月28日に、いじめの専門家会議の報告ということで御説明しましたが、それをベースにしている、ポイントがⅠからⅣまでございます。先ほど遠藤委員からお話のあった保護者との連携についてはポイントのⅣで具体的に示してございます。

また、未然防止から早期発見、早期対応、そして万が一重大事態が発生した場合の対処という4段階構成で示してございます。

この総合対策については若干説明したい点がございます。

いじめ総合対策（案）の特に4ページ、5ページには（1）未然防止から（4）重大事態への対処があって、（2）早期発見の一番下に「保護者・地域との連携」がございまして、これは学校が果たすべき役割として、いじめがささいと思われることであっても、保護者会などできちんと早い段階から説明していく、あるいは保護者からの相談をきちんと学校で受けるということが挙げられます。そして5ページの（3）早期対応の「保護者・地域との連携」では、いじめ対策保護者会を開催するとか、登下校の見守りを一緒に行うなどの具体的な取組を盛り込んでございます。

また、重大事態が発生した場合には、緊急の保護者会を行うことはもちろん、とにかく学校がつかんだ情報を早目に保護者に公開して、保護者とともに対応していくということを具体策として打ち出してございます。

それから、1ページ戻って3ページでは、総合対策を策定することは良いのですが、それがどのように行われているかは不断の見直しが必要と考えておまして、3ページ一番下の「（2）いじめ総合対策の取組の徹底」では、毎年その取組状況を把握して改善を図っていき、平成28年度にはこの総合対策全体の見直しをする専門家会議も開催してまいりたいと考えております。

それから、25ページ以降には具体的な参考資料をまとめていますが、例えば26ページ一番上に、いじめ防止カードがございまして、このカードの裏面に「あなたからはじめよう！」ということで、いじめられそうになったらどうするか、もし自分がいじめられたらどうするか、誰かがいじめられているのを見たらどうするか、あなたが誰かをいじめているとしたらどうするかといった具体的な行動なども入れて、これを私立学校も含めて全ての児童・生徒に配布できるように今後作成していきたいと考えております。

また、31ページを見ますと、公立学校においては昨年度から全校にスクールカウンセラーを配置していきまして、このスクールカウンセラーが、いじめが発生しやすい小学校の5年生、中学1年生、高校1年生の児童・生徒全員に対して面接する、その進め方などもここに盛り込んでございます。

こうした学校が具体的に取り組める参考資料も付けて総合対策をまとめてまいりたいと思っております。

1枚目に戻って今後のスケジュールですが、本日この方向で御審議いただきましたならば、今後、本日から1か月間、この基本方針と総合対策についてパブリックコメントを募集します。東京都教育委員会のホームページに掲載して、メール、ファクス、郵便などで御意見を頂きたいと思っております。

そして、先ほど審議していただいた条例が成立した後、そうした御意見を更に加えて、この基本方針と対策を決定してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、先ほどの続きになります。ただいまの説明に対して何か御意見・御質問等ございますか。よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――先ほど遠藤委員が御発言になったことは、資料として非常に膨大になっておりますので、概要をまとめた資料をつくって広報に資することをお考えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、この件については報告事項として承ったということにいたします。

(2) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【委員長】 次に報告事項(2)第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について、説明を同じく指導部長、よろしく願いします。

【指導部長】 今回は、義務教育諸学校の教科書採択の方針について、東京都教科用図書選定審議会から答申を頂きましたので、それについて御報告させていただきます。

3点答申を頂きまして、1点目の教科書採択に当たっての留意事項について、2点

目の小学校で使用する教科書の調査研究について、3点目の都立特別支援学校の小学部で使用する教科書の調査研究についての3点で、これについては毎年答申を頂いております。答申の内容は昨年度と変更はございません。本日了解いただけましたならば、この答申の写しを区市町村の教育委員会、国・私立学校に通知してまいりたいと思っております。

この1点目の留意事項の(4)を御覧いただきたいと思いますが、採択地区の実情に応じて創意・工夫をすることと、なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について関係教育委員会は協議会等を設置して行うこと。また、協議会等における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めることと書いてございまして、この内容は昨年度の答申と同じですが、これについて若干御説明したいと思います。

3枚目の右上に「資料1」とあるものですが、1採択地区に2以上の教育委員会が存する採択地区は、東京都には下に書いてある西多摩地区、大島地区、三宅地区、八丈地区の4地区がございまして、この4地区は複数の教育委員会で構成されておりました。無償措置法により採択地区内では同一の教科書を採択するという形になってございまして。

採択地区に関しましては、本年4月16日に無償措置法の一部が改正されました。その概要をその次の「資料2」で御説明したいと思います。

この一部改正の法律の概要の趣旨ですが、義務教育諸学校の教科書採択の制度の改善を図るため、共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備を行うというもので、大きく3点ございまして。

まず第1点は、その協議の方法に関する規定を整備するというもので、これまではその構成する協議会で協議して、種目ごとに同一の教科書を採択するものという規定でしたが、今回は、ここに書いてございましており規約を定めて採択地区協議会を設けて、その協議の結果に基づいてという文言に改正されました。

これについては報道されているとおり、沖縄県の八重山地区のように協議が難航するというもので、無償措置ができないということを改善するための趣旨で、協議のルールを明確にしたということとございまして。

次に、2点目の採択地区の設定単位の変更ですが、これまでは1採択地区は市郡で構成するという規定でしたが、現在、郡という行政区画が随分変質しておりまして、例えば市町村合併で郡が減っているとか、それまでは近かった町と村が離れてしまうというような状況が生じているために、市町村単位での採択地区の設定を可能にし、柔軟に採択地区を変更できるように改正されました。

また、3点目の採択の結果や採択理由について、きちんと公表するという努力義務が規定されたところでございます。

(1)の協議会の規定については来年の4月1日に施行になります。そして(2)と(3)の施行期日については、平成26年4月16日の公布日となっておりますが、先ほど御説明した東京都の四つの採択地区に状況を確認したところ、現在この採択地区の設定を変更するという希望の市町村はございません。

1枚目に戻って、これらの留意事項、そして小学校の調査研究、特別支援学校の調査研究の方針について御了解いただければと思います。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御意見・御質問等ございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告事項として承ったということにさせていただきます。ありがとうございました。

(3) 平成26年度全国高等学校総合体育大会の開催について

【委員長】 次へ参ります。報告事項(3)平成26年度全国高等学校総合体育大会の開催について、説明は全国高校総体推進担当部長です。よろしく申し上げます。

【全国高校総体推進担当部長】 長らく準備を進めてまいりました平成26年度の全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイについて開催計画がまとまりましたので御報告いたします。

2の主催にございますように、この高校スポーツの全国1位を決めるインターハイについては、本年度、東京、千葉、神奈川、山梨の南関東1都3県で合同開催いたし

ます。幹事県は東京都でございます。東京都では昭和50年度以来39年ぶり2度目の開催となります。

6にありますように1都3県でそれぞれ実行委員会を設置して開催準備を進めてまいりました。

7、日程で、この47都道府県の代表の高校生約3万5,000人が出場する大会ですが、8月1日から20日までの会期で競技を進めてまいります。

2ページの(2)総合開会式ですが、味の素スタジアムにおいて8月1日夕方16時30分から行います。当日、皇太子同妃両殿下の御臨席を賜る予定となっております。

4ページを御覧いただきたいと思えます。この総合開会式は式典と公開演技で構成しております。式典は、選手団入場の後、大会会長の挨拶、文部科学大臣祝辞、都知事の歓迎の言葉、そして生徒代表の言葉、続いて東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の会長から励ましの言葉、そして皇太子殿下からお言葉を頂いて、60分で進めてまいります。

右側、公開演技はテーマを「煌めく青春」として、和太鼓以下の演目で35分で構成しております。

右側の5ページにありますように、都内の約1,800人の高校生が、おもてなしの心で総合開会式を支えて、日頃の活動を披露してまいります。

6ページで東京都の開催競技ですが、体操以下7競技をそれぞれの競技会場で8月2日から11日までの間で開催いたします。東京都の競技全体では約3,300人の教職員、5,200人の高校生が競技運営を支えてまいります。昨年のスポーツ祭東京2013に続いて2020年のオリンピック・パラリンピック大会につなげられるよう大会を成功に導いてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、何か御意見・御質問ございますか。――〈異議なし〉――それでは、ただいまの件については報告として承ったということにいたします。開会式は8月1日ということでございます。よろしく願いいたします。

(4) 平成25年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成25年度条件附採用教員の任用について

【委員長】 次へ参ります。報告事項(4)平成25年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成25年度条件附採用教員の任用について、説明は人事部長です。よろしくお願ひします。

【人事部長】 では、報告資料(4)に基づいて報告をさせていただきます。初めに、1、平成25年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等について、別紙の参考資料を御覧ください。指導力不足等教員に係る手続の概略でございます。この制度は、指導力不足等の理由により児童・生徒を適切に指導できない教員について指導力の改善、向上のための研修を行って、学校への復帰の可否を決定するという制度でございます。

都立学校及び区市町村教育委員会から申請があつて、東京都教育委員会で判定を行い、指導力不足等の教員として認定を行います。1の「指導が不適切な教員」は、学校において日常的に児童・生徒の指導を行わせることに支障がある教員で、2の「指導に課題がある教員」は、1の不適切であるほどではなく、また、日常の授業に支障はないものの、指導方法等に課題がある教員ということでございます。

1の「指導が不適切である教員」については、まず、研修センターに週4日、所属校に1日勤務をする指導改善研修を行います。その後審査委員会を行い、そこで最終的には、学校に復帰できるということになれば復帰になります。

一部課題があるというときには指導向上研修の受講になります。

また、改善で直らない場合は、研修についても1年延ばし指導改善研修をそのまま継続するというのもございます。

さらに、ここで「自主退職又は転職選考受験」という判断もございます。この場合、都の行政の試験を受けて合格すれば「事務職として任用」し、ここで不合格になれば「自主退職又は分限免職」ということになります。

また、2の「指導に課題がある教員」については、指導向上研修の後、判定を行って、①改善ありということであれば学校に復帰し、②改善なしということであれば、

再度この研修を受けるか、又は、コースとしては1の「指導が不適切である教員」の指導改善研修を受ける場合もございます。

では、最初の報告資料に戻っていただいて、認定等の状況の表の右の平成25年度の欄が黒い枠で囲まれております。先ほどお話ししたように指導が不適切である教員はA、課題がある教員はBで表しております。

平成25年度については不適切である教員の認定が4人ありました。これは小学校の教員が3人、全科が2人と音楽専科が1人でございます。また中学では音楽の教員が1人ということになります。

認定された者のうち、1人が受講中に病気休職になり、研修を中止しております。

ウの欄ですが、実際に「指導の改善の程度に関する認定等を受けた者」、判定対象になった教員が3人おまして、(イ)翌年度も研修を継続する教員の2人については、十分には改善はされていないものの、自己の課題は認識しておまして、研修にも真摯に取組み、改善が期待されることから、継続してもう1年研修を行いたいと考えております。

また、(ウ)指導が不適切と認定された教員1人は、中学校の音楽の教員ですが、この者については今後、事務職への転職あるいは免職など必要な措置を講じてまいります。

続いて裏面の2、平成25年度条件附採用教員の任用についてです。通常の地方公務員でしたら、条件付きの採用期間は地方公務員法により6か月となっておりますが、教員については教育公務員特例法で1年とされております。初任から採用されますと、その間、学習指導力や生活指導力など様々な角度から能力、熱意、実績を評価し、教員に必要な資質、能力を有しているかを確認し、課題があればきめ細かな指導を行って育成をしてまいります。

また右側の黒枠の平成25年度の欄を御覧ください。平成25年度は、(1)条件附採用教員数が2,740人いました。このうち(2)正式採用者数が2,661人で、(3)正式採用にならなかった者が79人おります。

(3)の内訳ですが、(ア)年度途中の自主退職者は、年度途中で他県の教員に合格したり民間等に就職したりした者が22名、また、病気になってやめた者が16名、結

婚、育児等でやめた者が9名おります。

(イ)懲戒免職になった者が1名でございます。

指導力不足等を理由として(ウ)正式採用「不可」の者は13名おり、ここで①自主退職者が12名おり、1名は退職届を出さなかったもので職を免じたものでございます。

正式採用とならなかった者の割合は2.9パーセントですが、ここ数年3パーセント前後で推移しております。

説明については以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御意見・御質問等ございますか。

【竹花委員】 平成25年度の指導力不足等教員の性別、年齢はどんな状況ですか。

【人事部長】 小学校の教員は、男性が2人で女性が1人です。中学校の教員は女性です。年齢は大体40代です。40代近くの者も1人いますが、あとはみんな40代以上です。

【竹花委員】 分かりました。ありがとうございます。

【山口委員】 1点、平成21年度から比べると、指導力不足等教員として認定された方々が随分減ってきているのですが、これは何か採用のときの見方などがあってだんだん減ってきているのですか。良いことなのですが、何か分かれば教えていただきたいんです。

【人事部長】 まだこの人数よりは実際の数は多いと考えております。発足した当時は、指導力不足の教員については、定数外で措置ができるので、外せるということで、かなり申請してくるケースもあったのですが、だんだんそういう教員が表面に出てこなくなったところもあると思います。

しかし、これからは、例えば業績評価において、例年ずっと指導などができない者については、業績評価等を見て、区市町村教育委員会、また学校経営支援センターと連携して、なるべく早い時期に見付けて、Bの課題の研修を受講させ、学校に復帰するようにしたいと思います。それで駄目であれば、Aの研修へ行かせ、そこで見きわめていくような掘り起こしはしていきたいと思います。

しかし、例えば書類など事務上の問題とかがありますので、そういうことも含めて

今検討している最中でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。他に。——〈異議なし〉——それでは、この件も報告事項として承ったということにさせていただきます。

(5) 都民の声（教育・文化）について[平成25年度下半期（10月～3月）]

【委員長】 報告事項（5）都民の声（教育・文化）について[平成25年度下半期（10月～3月）]の説明を総務部長、よろしくお願いいたします。

【総務部長】 こちらは教育に関する様々な御意見などを年に2回整理して報告しているものでございます。

まず都民の声は、メールや手紙など様々な形で寄せられる御意見で、件数を御覧いただきますと、平成25年度の下半期は、上半期と比べると300件ほど減っておりますが、これは主に体罰に関する意見が減少しているものでございます。

それから、平成24年度の下半期と比べると逆に400件ほど増加していますが、こちらは後ほど御説明する中学生「東京駅伝」を中止したことに伴う御意見と、「はだしのゲン」に関する御意見が主な増要因となっております。

内訳は御覧のとおりですが、具体的な事例で御説明したいと思いますので、3ページを御覧いただきたいと思います。件数の多い順に並べていますが、中学生「東京駅伝」を2月に予定していたのですが、雪のため中止となって、中止で終わらせてしまうのはもったいないので延期開催をしてくれないかという御意見でございます。

その下は教員に関することで、君が代斉唱時の不起立者に対し処分をしないように求めるという御意見と、逆に日の丸・君が代の関係で処分が出たが、当たり前であるという御意見がございました。

それとはまた別な観点で、教員の麻薬所持や現金の窃取などは、とんでもないといったような御意見もございました。

その下は「はだしのゲン」の関係で、これは子供たちに自由に閲覧できるようにしてくださいという御意見、また逆に、極端に反社会的で残虐な内容で、青少年にはなじまないと思うのですという御意見がございました。

その下は高校生の自転車マナーが悪いといった御意見、これは例年結構多いものでございます。

それから、高校生が飲酒をしたようなことをツイッターで投稿しているけれども、見過ごして良いのかという御意見もございました。

4 ページで、分野別でその他の事例ですが、自衛隊と連携した宿泊防災訓練に反対するという内容、それから、伊豆大島で災害がございましたが、その災害の発生後、大島高校の生徒がボランティアとして来てくださって、とても助かりましたという御意見でした。

また、入試の問題について、複数の正答があった事例がありまして、受験した中学生に不利益が生じないように対応してくださいといった御意見でございます。

あと、雪の日に学校から、今日はお休みだという指示が遅かったために、実際に登校してしまった生徒がいるということで、対応を改善してほしいという御意見がございました。

また、教育委員のツイッター上の発言が不適切ではないかといった御意見も寄せられているところです。

次に5 ページ、請願については、提出に当たり住所、氏名、捺印^{なつ}を必要とするもので、都の教育委員会としても結果を必ずお返しするという仕組みにしております。これも具体的な事例で御説明いたします。6 ページをお願いいたします。

先ほど御紹介した御意見と重複するものは省略させていただきます。まず教職員に関することで、10・23通達を撤回すること。新たな懲戒処分を行わないことといった内容がございます。

次に「はだしのゲン」の関係については、今年1月9日に御審議いただいたところでございます。

それから教科書の採択について、昨年6月27日に議決した実教出版の教科書に関する都の教育委員会の見解を撤回してほしいという内容でございました。

次に7 ページですが、やはり教科書に関することで、教科書の調査研究に当たって検討すべき項目の設定を、当該校、これは中高一貫校の前期課程ですが、その教員を中心に行うようにしてほしいという内容です。

その下で、教育基本法を順守した教科書の採択の方針を明らかにしてほしいという内容で、具体的にはその下に書いてございますような事項についてしっかりと研究してほしいということでございます。

8 ページ、都立学校の増設についての御要望で、中学校卒業生が増加してまいります、その増加に見合う都立高校の新設を行ってほしい、また、都立高校の学級定員を引き下げてほしいといった内容でございます。

それから、こちらは昨年12月に御審議いただいたものですが、提出された請願の全てを教育委員会の会議の場で検討されるよう規則を改正してほしいという内容でございます。

また、今般の教育委員会の制度改革について意見書を関係機関に提出してほしいといった請願もございました。

9 ページ、陳情等は様々な団体からの御要望を私どもの職員が直接お聞きするもので、10ページをお願いいたします。こちら重複するものは省略しますので、11ページへ飛ばさせていただきます。

特別支援教育を充実するための予算に関する御要望で、職員の充実、スクールバスのことなど多岐にわたっております。また、都内の公立学校の特別教室の冷房化について、区市町村に対する財政支援を求めるといった内容がございました。

最後に公益通報の関係については、従来から教育庁の内部の窓口を設けておりましたが、御覧のとおり平成23年度、平成24年度は件数がゼロ件ということもございまして、よりこの制度を活用する意味で、弁護士窓口を平成25年度当初から設けたところ、御覧のような件数が上がってきております。

平成25年度下半期は20件の通報がございました。簡単に内容を御説明しますと、性質別で見ると体罰、不適切な指導が20件のうち6件、会計処理に関するものが2件、セクハラに関するものが1件、あとその他それぞれでございます。

また、事実は実際どうだったかですが、20件のうち事実があったことが認められたものは2件で、いずれも対応済みでございます。事実がなかったものは9件、調査中のものが7件、受理に至らなかったものが2件でございます。

それから、他の手段で併せて通報される方もいるのですが、他の手段で通報があっ

たかどうかについては、重複通報が10件、この制度だけに通報してこられた方は10件でした。そのうち事実があったと認められたものが2件で、これは先ほど御説明したとおり、既に対応済みでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御意見・御質問等ございますか。

【乙武委員】 一つよろしいでしょうか。11ページで特別支援教育予算についてというところがあったのですが、これはちなみに東京都では、教育予算のうちの約何パーセントが特別支援教育に充てたもので、例えば他国の先進都市と比べてそれはどれぐらいの割合なのかは分かりますでしょうか。

【教育情報課長】 今即答できませんので、後ほど御回答したいと思います。

【乙武委員】 よろしくお願いします。

【委員長】 後日、必ず報告してください。よろしゅうございますか。

【竹花委員】 2点ございます。

一つは公益通報制度についての御報告がございました。教育庁等の窓口にはほとんど通報がないということについては、状況が改善されていないなと感じます。あわせて、他方で弁護士を窓口とするものには、それなりの通報があるなとも思いました。恐らく様々なプライバシー等に関わる問題があって、内容について細かく報告することは難しかろうと思いますが、しかるべき場で、この42件について、どういう内容で、どういうものがあったかについて少し詳細を御報告願いたいと思います。

ためになる通報がどの程度あるのか、実際にこの通報があったおかげでどのような不祥事が防げたのかについてももう少し判断してみるとともに、これからこれをもう少しどのように、広げると言うのも変ですが、こういう存在を教職員の皆さん方に知ってもらえるようにするのかについても、少し検討する必要があると思いますので、よろしく願いいたします。それが1点です。

もう1点は、こうした問題の報告のときに、あわせて都議会における議論の状況を御報告願いたいと申し上げたのですが、今回はその報告がありません。今開会中の都議会で答弁あるいは質疑があったような事項が時々新聞に出てまいります。そうした

点について、今日が適当なのか、次の機会が適当なのか分かりませんが、きちっと報告していただきたいと思います。

【委員長】 お願いできますか。

【総務部長】 まずは1点目ですが、整理して御報告したいと思うのですが、この制度の性質上、余り内容をつまびらかにすると、今度通報者との信頼関係の問題がまた出てまいりますので、その辺りはちょっと工夫しながら御報告します。

それから都議会の質疑状況については、都民の声とはちょっとなじまない面がありますので、また別途改めて御説明したいと思います。

【委員長】 それでよろしいですか。

【竹花委員】 はい。

【委員長】 では、是非お願いいたします。

他に。——〈異議なし〉——それでは、この件についても報告事項として承ったということにさせていただきます。ありがとうございました。

(6) 平成26年度東京都立高等学校入学者選抜（学力検査に基づく選抜）における採点の誤りについて

【委員長】 報告事項（6）平成26年度東京都立高等学校入学者選抜（学力検査に基づく選抜）における採点の誤りについて、説明を都立学校教育部長、お願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは御報告させていただきます。まず中身について御報告させていただく前に、本件について先週4月18日の午前中に記者会見を開き、今日の資料の別紙1を発表させていただきました。その際にも申し上げましたが、特に4名の受検生の方、保護者の方並びに関係機関の方、それと信頼を損なうことになった都民の皆様に改めておわびを申し上げます。

それでは、まずこれまでに公表した資料は別紙1ですが、ここには経過が書いてございます。本日は、この案件が明らかになってから初めての教育委員会ですので、経過等も含めて別紙1に基づいて御説明をさせていただきます。別紙1を御覧いただき

たいと存じます。

本件は、記の概要の（１）にあるとおり、平成26年4月10日に都立荻窪高等学校において新入生の学力を把握するために、既に終わった学力検査の答案を点検しておりましたところ、その中に採点誤りがあったということで、荻窪高校で全ての答案を確認したところ、8名の答案に誤りがあったことが判明したのがきっかけでございます。

このことが学校経営支援センターを通じて私どもの入学選抜の担当に報告が参りましたので、念のため学力検査を実施した全ての都立学校の答案を再度点検するようということで、4月15日を締め切りに点検を実施いたしました。

その結果、ここの（２）にあるように48校139件で採点の誤りがございました。誤りの内容は、ここの下の表にあるとおりでございます。

その中に追加合格者がある学校、つまり当初の発表では不合格とされながら、この誤りによって実は合格ラインを超えていた生徒が4校4名いらっしゃったということでございます。

この時点での今後の対応としては、まず何よりもその追加合格者の方、保護者の方への対応ということで、謝罪と説明を行うとともに、御本人及び保護者の意向を十分に確認して対応するというところでございます。

次に、その誤りがあった48校139件ですが、かなり多い学校数、件数でございます。それと、冒頭申し上げましたとおり、5日間という短い期間で点検を行いましたので、これをもう一度点検する必要があるであろうということで、採点済みの答案について全て再点検をすることといたしました。

まず平成26年度の答案について学校、教育委員会の双方による点検を行うこととし、また学校として原因の究明を行うことといたしました。さらに、入学者選抜の答案については、基本的な文書保存年限は1年ですが、まだ年度が明けてすぐですので、その前年度の答案、今回1年生として入った方ではなくて、今2年生になっている方の答案も保存してある学校がございます。その答案についても同じような点検を行うとともに原因究明を行うことといたしました。

それを踏まえて、特に原因究明がきちんとなされた上で、その原因に対応できる再発防止策、改善策を検討するというところで、調査委員会を設置し、ここには外部の方

にも入っていただいて、学校への実態調査等も行って、原因に基づく改善策、再発防止策を取りまとめることとしたものでございます。

なお、この4月18日の時点では、先ほど申し上げた2の(1)の追加合格者の方へ電話連絡のみが行われている状況で、直接お目にかかっておわびをしておりませんでした。そのため、それを最優先にするということで、どこの学校で誤りがあったかというようなことをこの時点では公開しておりません。

続いて、本日発表予定の内容について別紙2を御覧いただきたいと思います。ただいま申し上げましたとおり、1枚目の資料にもございますが、この4名の御本人、保護者への謝罪説明が一度終わったので、都教育委員会として責任の所在を明らかにするというところで、誤りのあった学校名を本日公表いたしたいと思います。

具体的には、1が誤りがあった48校の学校名、2が追加合格者のある学校名でございます。

なお、先ほども申し上げましたとおり、今後改めて再点検を行うことによって、これらの学校数、件数が増えていく可能性はございます。

以上が御報告の内容でございます。御説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、御意見・御質問等ございますか。

【竹花委員】 分かった時点でこの問題についての御報告を頂きまして、正直申し上げて非常に驚きました。単純な採点ミスがかなりあるのではないかと感じましたし、これは今年だけのものではないのではないかと感じました。したがって、同じ認識を持った教育委員会の担当者も徹底した調査を進めていると聞いておりますし、残された答案のあるところについては徹底してチェックをするという御説明がありましたが、その点もよろしく願いいたしたいと存じます。

外部の方を入れた調査委員会を設置して、その原因を究明する、その前提として、学校に対する実態調査を行うといった方向についても必要な対応であると思います。いずれこうした誤りの絶無を期するために、どうしてこんなことが起こったのかを少し多くの皆さんが理解できるように調査をしていただきたいし、当事者に対しても真摯に調査に協力するように説得をお願いいたしたいと存じます。

そうした調査、原因等を踏まえた上で、東京都教育委員会を含めて関係の学校、あるいは採点のミスを行った者に対する責任をどのように考えるのかについても併せて議論をする必要がありますので、今回の調査はそういう点も含めて、念頭に置いた調査をしていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

それからもう1点、これは質問ですが、過去に入学試験の採点を巡ってこういう問題が生じたことはありましたでしょうか。

【都立学校教育部長】 これだけ大規模なものはございません。ただ、昨年、一昨年とも、個別の学校で、例えば一昨年ですと中等教育学校で、共通問題ではなくて自校作成の問題で、やはり採点誤りがあって、それについて追加合格を出したというような事例はございます。

【竹花委員】 もう一つよろしいですか。この誤って採点したというのは、文章で答えるとか、そうした誤採点ではなくて、明白なと言いますか、マル・バツとか数字の選択とか、そうしたものばかりなのですか。

【都立学校教育部長】 私どもも現段階で全ての答案をチェックしたわけではございませんので、全部がどうだということは今の段階では申し上げられないのですが、少なくとも私が実際に見たものの中には、単純な間違い、つまり、これは明らかに、誰が見ても正答であるものが誤答になっているとか、誤答のはずなのに正答になっているものが含まれているということは事実でございます。

【竹花委員】 もう1点よろしいですか。採点のシステムは、基本的にその担当の方が1回やれば、それでもうそれが正しいものとしてなされるのですか、それとも何人かが更に再チェックするようなことがあるのですか。

【都立学校教育部長】 私どもが定めております入学者選抜の要領によって、まず採点者が採点をして、その後3人の教員がチェックをすることになっておりまして、その後に最終的に校長がそれを見て承認するというシステムでございます。ですので、今回はそれが全てスルーされてしまったということでございます。

【竹花委員】 その3人の方の事後のチェックは何をチェックするのですか。もう一度採点を、最初の方がやったと同じことをやり直すということですか、それとも何か別のチェックなのですか。

【都立学校教育部長】 趣旨はあくまで今、竹花委員のおっしゃったとおり、最初に書かれた答案と、実際にそれに対するマル・バツ、加点の状況が正しいかどうかを3人がチェックするという趣旨でございます。ですから、そこで間違いがあれば、それを正しく修正するというようなことが本来なされるべきであったものが、なされていないという状況でございます。

【竹花委員】 それは今までの調査で、その3人のチェックがなされていなかったのか、したけれども、その3人とも見過ごしたのか、そこら辺で少し分かっていることはありますか。

【都立学校教育部長】 現段階では、そこがまだですので、これからそこをきちんと究明していくということになります。

【竹花委員】 分かりました、よろしく願いいたします。

【遠藤委員】 事実認識として再確認しておきたいのですが、今回のケースは荻窪高校が発端だったのですね。荻窪高校が入学後の学力指導のために、試験のときの当該生徒の学力のレベルをもう一度チェックするという事で答案用紙を点検した。そうしたら採点ミスが発覚したと。結果としてこういうことになったわけですが、もし荻窪高校においてそのような、本当に熱心な指導ということがなかったら、今回のこれだけの数に及ぶ採点ミスは分からなかった、我々教育委員も分からなかったと私は認識していたのですが、それでよろしいでしょうか。

【都立学校教育部長】 おっしゃるとおりだと思います。

【山口委員】 本当に起きてはいけないことだと思うので、再発防止ということが大前提だと思うのですが、この採点が1人だったということ、例えば部分点などを与えるというところで、1人の人が採点したということは、その方の主観的なものも非常にあるので、そのような制度的な問題などにも、やはりこれから目を向けていって、例えば見ると英語が非常に多いのですね。ですから、そういう問題の出し方によって、気を付けなければいけない教科があるとか、そのような細かいところが、今後、原因の究明が必要になってくるかなと思うところが1点です。

それと、体制なのか、それともシステムなのか、問題のつくり方とか、そういうところにあるのかと本当に細かく見ていく必要があると思います。本当に入試をする

と、大学もそうですが、どんなに手当てをしても、起きてはいけないのですが、やはり漏れはあるという状況なので、本当に注意をしても、し切れないということがあると思うのです。

それともう1点は、今、生徒たちは、皆さん自分で採点をしたり、学校に持ち帰って先生と点数を見て、合格ラインにいるかとかということもはかると思うのですね。大学などの場合には、全てがそうではないかと思うのですが、情報公開というところで、受験された方から、これはちょっとどうなのですかという問合せがあったときには、情報を公開して、その方の採点を公表するというようなことをしている学校もあるのですが、東京都としては、今はそういった問合せに対応するという事はないのですか。

【都立学校教育部長】 いわゆる開示請求について御説明申し上げますと、まず生徒が入学者選抜でとった得点については、生徒は中学校を経由して知ることができることにはなっております。ただ、今回の場合は、その採点自体が間違っていたということですので、中学校に通知された採点を見ても、自分の自己採点との違いの原因が明らかになりません。その場合には、これまではいわゆる個人情報の開示請求という、自分の答案を見せてくれという請求に応じて見ていただいているような制度はございました。

今回このような状況になりましたので、そういう制度ではなく、要求のあったと言いますか、自分の答案を見たいという生徒には答案を、どういう採点がなされているかを見ていただけるような方向で検討しております。

【委員長】 私もこの数字を事前に見て驚いたのですが、幾ら何でも多過ぎますね。私も大学で入試の業務をかなり長くやっていたので、教えてほしいのですが、スケジュール、つまり答案が採点の先生の方に来てから、採点をして、それを提出するまで、更に合格者を決めるまで何日ぐらいかかるのですか。

【入学選抜担当課長】 学力検査が終わってから合格発表まで平日中3日とってございます。

【委員長】 それは問題ですね。採点を1人の先生がおやりになり、それをチェックしておられたようですが、既にそのときに点数が入っているわけですね。私の経験

からすると、それを見付けるのは容易なことではないですね。

大学入試のディテールについては申し上げられないのですが、今は変わっているのかもしれませんが、私のいた大学では答案の右端にその問題の点数を入れ採点の後、それを切り離せるようになっていました。Aという先生がまずそこへ点数を入れていきます。そして、切り離して、またそこへ同じような物をつけて、別のBという先生が採点をします。そしてAとBを最後に突き合わせるということをやっています。

それでもミスが起こるのですが、東京都のシステムを伺っていると、抜本的に入試の採点システムを直さないといけないと思います。1人が採点をし、点数が入っていると、それをあと3人がチェックしてもなかなか見つからない。その辺は、抜本的に改革をしないとダメ。これだけミスがあるのは大変なことです。我々ももちろん議論に加わりますが、是非考えていただきたいと思います。

【都立学校教育部長】 先ほどの山口委員からの御指摘も、今の委員長からの御指摘も、今回、再発防止策を検討する際には、あらゆる角度から検討しまして、教員の意識の問題とか学校がそういうことができなかったということだけではなく、その制度上の問題とか、そういう答案用紙をこのように改善すればもっとミスが少なくなるのではないかと、あらゆる視点から検討して策を講じていきたいと思っております。

【委員長】 分かりました。これは本当にゆゆしき問題だと思います。抜本的なシステム改革へ向けて努力していかなければいけないと思います。

他に、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— ありがとうございます。この件についても報告事項として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

5月22日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 1都9県教育委員会全委員協議会

5月20日(火)・21日(水)

茨城県

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、お願いいたします。

【教育政策課長】 次回定例会は5月22日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室で行う予定でございます。

なお、第2木曜日の8日については、案件がございません。

それから5月20日ですが、1都9県教育委員会全委員協議会がございます。5月20日火曜日、5月21日水曜日、茨城県で行う予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 ただいま説明しましたとおり、5月8日は現在のところ議題等はない模様ですので、この場で5月8日の教育委員会は開催しないということとしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

よろしゅうございましょうか。それでは引き続き非公開の審議に入ります。

(午前11時31分)